長崎大学附属図書館貴重図書に関する規程

平成16年4月1日 附属図書館規程第3号

(趣旨)

第1条 長崎大学附属図書館における貴重図書(資料を含む。以下同じ。)の認定及び利用については、この規程の定めるところによる。

(認定)

第2条 貴重図書の認定は,貴重図書認定基準(別表)により,附属図書館委員会の議を経て,図書館長が行なう。

(利用)

- 第3条 貴重図書を閲覧, 複写又は撮影しようとする者は, 所定の貴重図書利用許可願を図書館長又は分館長に提出し, その許可を受けなければならない。
- 2 貴重図書の複写又は撮影に当たっては、係員の立会いの下に行い、資料を損傷しないよう注意しなければ ならない。
- 3 写真の掲載に当たっては、資料の所蔵館を明記し、当該刊行物の一部を所蔵館に寄贈しなければならない。
- 4 貴重図書を撮影した場合は、そのネガを所蔵館に寄贈しなければならない。
- 第4条 貴重図書は、貴重図書室で利用し、特別の事由がない限り室外へ持ち出してはならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表

貴重図書認定基準(省略)